

大和市監査委員告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年3月27日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 古谷田力

- 1 監査対象 環境農政部
- 2 監査対象期間 平成31年3月～令和2年2月
- 3 監査年月日 令和2年3月27日
- 4 監査の方法 この監査は、環境農政部〔環境総務課、生活環境保全課、みどり公園課（公園管理事務所含む）、農政課、環境管理センター施設課、同収集業務課〕において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 補助金交付に関する事務
 - (5) 行政財産の目的外使用許可に関する事務
 - (6) 非常勤職員の賃金支払に関する事務
 - (7) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (8) 備品管理に関する事務
 - (9) 緑化奨励金等交付に関する事務
 - (10) 鳥獣飼養許可手数料徴収に関する事務
 - (11) 基金管理に関する事務
 - (12) 切手の受払に関する事務
 - (13) 公園等の管理及び施設使用料徴収に関する事務
 - (14) 公園台帳の管理に関する事務
 - (15) 農業近代化資金等利子補給に関する事務

- (16) 柳橋ふれあいプラザ使用料徴収に関する事務
- (17) 一般廃棄物処理手数料の徴収及び減免に関する事務
- (18) 証紙売りさばきに関する事務
- (19) 家庭汚水くみ取り手数料徴収に関する事務
- (20) 家庭し尿浄化槽放流水くみ取り手数料徴収に関する事務
- (21) 被服貸与に関する事務
- (22) 財産管理に関する事務
- (23) つり銭、領収印の管理に関する事務

5 監査結果 財務に関する事務の執行は、次の点を除きおおむね適正に執行されているものと認められた。

(みどり公園課)

緑化奨励金等交付に関する事務において、誓約書に基づく返還金について、調定の事務手続きに誤りのあるものがあった。

(施設課)

- 1 収入調定に関する事務において、交付決定通知書に基づく調定がなされていないものがあった。
- 2 一般廃棄物処理手数料の徴収及び減免に関する事務において、誤って調定がなされているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。